

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	()
地域名 (地域内農業集落名)	八雲・神崎地区 (丸田東・丸田西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 23日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題 ※

当地域は丸田地区営農組合を中心に稲作を行っている。
畑については基本は個人管理や地区外からの担い手に委託し、茶が多く栽培されている。
草刈り等の保全管理については地域全体で行っている。
課題としては、丸田地区営農組合のオペレーターの高齢化もあり新規就農者も含めオペレーターの若返りを進める必要がある。作業に係る人員が不足しているため、機械を用い効率化を図りたい。

(2) 地域における農業の将来の在り方 ※

栽培作物については、水稻、茶を中心に栽培を行っていく。
丸田地区営農組合の人員増加、機械導入による作業効率化、茶組合との連携を図りながら営農を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ※
所有者、担い手の意向を斟酌しながら、段階的に集約化を積極的に進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ※
農地中間管理機構を利用し丸田地区営農組合に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ※
ほ場整備済み。引き続き、水路の維持管理等を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
丸田地区営農組合の若手のオペレーターの育成を行いたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①頻繁に有害鳥獣が出没するため、被害の大きい地域については各種補助事業を利用し檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。
⑦地域内の共同作業や各担い手が自らのほ場の保全管理を行う。